

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成29年6月16日（金曜日）
午前9時30分～午前10時38分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 秋 枝 秀 稔 委員 長 杉 山 武 志 副委員 長
 徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委 員
 下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
 岡 山 隆 委 員 荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
 綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
6. 説明のために出席した者の職氏名
 篠 田 洋 司 副 市 長 石 田 淳 司 市 長 公 室 長
 志 賀 雅 彦 建 設 農 林 部 長 金 子 彰 教 育 委 員 会 事 務 局 長
 市 村 祥 二 農 林 課 長 中 村 壽 志 建 設 課 長
 井 上 辰 巳 文 化 財 保 護 課 長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時33分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。それでは、さきの本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案一件につきまして審査をいたしたいと思っておりますので御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第53号美祢市空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第53号美祢市空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございます。（発言する者あり）議案書53-1ページをお開きください。

これは、平成27年2月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市の空き家等に関する対策の推進に必要な事項を定めることにより、市民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保し、誰もが安心して住める安らぎのあるまちづくりを推進するため、美祢市空家等対策の推進に関する条例を制定するものでございます。

この条例を制定することにより、市及び所有者等がそれぞれの責任のもとに主体的かつ積極的に空き家等対策を推進し、適正に管理されない空き家等の所有者等には助言または指導などを行い、適正な管理を義務づけ、問題となっている空き家等の解消に取り組んでまいります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 早速ですが、ちょっとお尋ねしたいと思います。これ、基になるのは空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家等対策特別措置法なんですけど、もともとこの国が何を定めているか、何を求めているかというところがあるんですけど。他市の条例ですとか例規、私ちょっと勉強させていただきましたが、事細やかに、詳細に行政の権利——権限ですとか区長さんがすべきこと、どういったものが対象になるとか、事細やかにうたわれているものが多かったです。

本市の場合、この条例でその辺が網羅できるものかという不安を持っておるわけで

すが、その辺ですね。これでさまざまな事が執行できるんでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの杉山委員の質問にお答えいたしたいと思います。

基本的には特別措置法に沿って条例をつくっておりますが、ここに書いてあるのは大まかなことでありまして、その他細かいことは規則で定めることにしております。

よって措置法の、ほぼ全てが網羅できるようなことが規則のほうにはうたっておりますので、それと併用して今後対策等を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） こちら、目的のところに「特別措置法に定めるもののほか」とありますが、特別措置法に定めてあるものは国が定めるものであって、市にこうこうすることができますよというふうな文言になっております。

ですから、国のその法律によって市行政がどうこうできるというのはあんまりありませんので、条例の内容をこの状態にするならば細則のほうで事細やかに記載しないと執行ができなくなると思いますので、その辺をよく加味して考えていただけたらと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 意見でよろしゅうございますね。その他ございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） 済みません。この中に「特定空家等及び特定空家」って書いてあるんですが。特定空家等と特定空家とはどういうものなのか。教えていただけますか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの下井委員の御質問にお答えいたします。

「特定空家等」というところでございますが、こちらのほうはそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空き家等というのが「特定空家等」ということと、特定空家、「等」が抜けますと、限定したものとう解釈であります。そういう状態のものと、特定したもの

という解釈で御理解していただければと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしゅうございますか。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） ちょっと同じような質問、下井委員さんと同じような質問になるかもしれませんが、「空家等危険空家」こういう表現もあるようですし、その辺の境目っていうかその辺のことは執行部でどのような形でやってらっしゃる——判断しておられるかというのが一件と。

実はあの私の住んでいる金焼という集落が実は三年ぐらい前までね、空き家が三軒ありました。その内ぼぼんと二軒は埋まりまして、もう一軒は別に住まれんことはないんですが、一軒空いとるわけです。で、一軒はうちの隣の隣ですけど、大きい会社の重役さんで別荘気分で住んでおられますし、週に2回は必ず宇部からこちらへ来ておられます。もう一軒は若い人が4歳か3歳の子供連れて御夫婦が7月1日から別の家に住まれるという感じですけど。

空き家——危険空き家で同じ綾木地区でも家が村瓦というか、棟の瓦が完全に落ちそうで、とてもじゃないが周りおっても危ないなちゅうのが道路のへりに一軒あります。

そういう状態でどのような判断で、またどのような——危険空き家にはもちろん入れんでしょうけど、空き家であれば入れるということも考えられます。この辺のことはどのようにお考えなんでしょうか。お尋ね、教えてください。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

「特定空家等」とは、今下井議員のところで御説明いたしましたので。危険家屋除却推進事業というのを補助金を設けた関係で「危険家屋」という言葉が出てまいりますので、そちらのほう少し御説明したいと思います。

危険家屋というのは空き家でなくても要は危ない家が対象になりますが、うちで言う補助金を使う場合にはさらに細かく規定を設けておまして、普及の度合、朽ちている損傷ぐあいを点数化してその点数により危険空家かどうかを確認するようにいたしております。

それと除却事業に関しましては危険度、周辺の環境にも影響しているかどうかというのが大きな点だと思います。例えば、倒壊するすぐ横に隣接者の敷地があったり、あるいは道路等が壊れた時にかかるような場所にあるようものを重点的に危険空家

と考えておるようにしております。

ですから、それぞれの物件で危険度、腐朽度を確認し、そして周りの状況を確認させていただいて、危険家屋という判断をさせていただいて、補助金を使う場合においてもそちらの判断でさせていただくようにしております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） そうすると今住んでらっしゃっても危険なっていう判断もできるわけですね。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 今の岩本委員の再質問にお答えいたします。

もちろん空き家でなくても、この推進事業に——除却推進事業に関しましては空き家でなくても腐朽ぐあいが激しくて、周辺に悪影響を及ぼすような状況と認められる場合は対象になるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ただいま、中村課長が説明したのは、事業実施に関わる危険空家という定義でございます。本条例に係る——法律に基づく定義は——法律上は定義は空家と特定空家等の定義が法律で定義づけられておるわけでございます。

特定空家等については、先ほど中村課長が説明したとおりでございます。

で、あともう一つ空家等というのが定義されておるわけでございます。法律には。「空家等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされてないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」というふうに法律で定義されております。

したがいまして法律上の定義は空家等ということと、特定空家等がこの条例に基づく法律——法律の定義はこの2点だけでございます、先ほど課長が説明したのは本市の事業実施に係る危険空家の定義でございます。危険家屋の定義でございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 済みません。3回目の質問いたします。

この中で今、2、4、6、7人ほど執行部の方がおられますけど、その内3名は知

っておられると思いますけど、建設途中でずっと5年も6年も放りっぱなしで、隣の家もその隣の家も大変迷惑している。ぼつぼつ、壁も塗っちゃあないし、瓦も葺いちゃあないし、どねえなっちよるかいなちゅう、そういう家が美東町内にあるわけです。

これはもちろん現状では住むことはできませんし、その所有者がどこにおってか私は知りませんが、近所の方は御存じだと思いますが、そういうものは、これは完成途中ずっと工事をして実際にあるんですよ、実際にあるんですけど、まだ完成もしてないしというふうな、まだ一軒あるんですが。そういう場合はどのような判断なり、だからこの新しい条例に該当するもんかどうか。

この第3条に問題が発生するかもしれないような感じがするんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。あの私の言うところは多分3人の方は理解しておられると思いますけど。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

建設途中ということですので、現地のほうには赴いて今の状況を確認はさせていただきたいと思います。周囲に危険性があるかないかという判断はできると思いますので、もし危険を及ぼすようなことがあれば、所有者等確認できる範囲はしておきたいと思いますが、あくまでも特措法に基づいた空き家に関して、固定資産税等の活用で所有者等調べられることになっておりますので、そういう建設途中の建物がその条例に当てはまるかちゅうのはちょっと考えないといけないところだと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、質疑はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 再度ちょっとお尋ねしたいんですが。

今の委員のほうからですね、質問が出てきておりますけど、他市の条例を拝見させていただくと、そういった内容ももう条例自体に入っております。ここで質問が出るような内容がもともとの条例に入っていないと。で、別に規則で定めようとされておりますが、その2段階に分けられた理由をちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

細かく定めている他市の条例もあるということですのであります。確かに条例に盛り込む

盛り込まないというところは市町村に委ねられているところだと思います。本市の場合は簡潔に条例でうたって、あまり細かいところは規則という、そういう構成にさせていただいたところで、特別どのようにしろということもないので、そういう方式で作成したところがございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、その他質疑……。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 杉山委員の御質問にお答えしたいと思います。

条例で定めるべきものと規則で定めるべき事項というのが法令等で決められてるわけでございます。条例として整理すべき事項は——必ず条例で定めるものは自治法において条例で定める旨規定されているものと、その他法令において条例で定める旨規定されているもの。そして、原則として条例で定めるものとして4つぐらいあるわけですけど、一つは市政に関する基本的事項、もしくは基本理念、または市民・事業者等に対して責務を定めるもので、2点目は金銭の徴収を行うもの。3点目が権利義務の規制とはならないが、市民に一定の作為を求めるもの。4点目が市の施策等について住民参加の推進や手続きを定めるもの。これらが条例で定めるべき事項でございます。規則で定める事項については、必ず規則で定めるものとして法令又は条例において規則で定める旨規定されているものでございます。

したがいまして、先ほど課長説明しましたように条例で定めるか、規則で定めるかっていうところは最終的には市町村に委ねられておりますけど、本市の場合、詳細については規則で委任するという旨定めておりますので、委員が言われた——懸案されてることは、必ず規則で定めるように予定しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、質疑ございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） このたびの美祢市空家等対策の推進に関する条例の制定ということで、こういった条例が制定された背景というのは、既に皆さん御存じのようにやっばし人口——この自然減によるこの人口の減少とそして社会的な現象の件、こういったところで今後空家等がまた特定空家等が今後ふえていく可能性はあるということは皆様方も御承知です。

この条例の制定に関していろいろ今から審議しっかりとしていくうえにあって、その一番基本的な部分であるこの美祢市における特定空家がどの程度実際あるのか。ま

た、空き家が全体的に美祢市なんぼあるか先日も本会議見ましたけれども、この山口県では空き家の率が16.2パーセントということであります。今後これがさらに美祢市であればもっとこれよりも大きな数字と考えております。

それです、美祢市における空き家が今現在どの程度あって、そしてその内この4条にありますけれども、「特定空家等とならないよう、適切にこれを管理し、空家等の積極的な活用に努めるものとする。」とありますけれども実際難しいところがあると思っております。

空家対策特別措置法では、この老朽化による崩壊や衛生問題を及ぼし、これ、空き家を特定空家と定義しておりますけれども。まず、この美祢市全体での空き家がいくらあるのか、そして特定空家を認定は美祢市として何件ほどこの特定空家として認定しているのか。

この辺についてまずお伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

現在の美祢市の空き家の状況というところでございますが、今現在調査した結果を申し上げるのは平成25年の住宅土地統計調査の結果でしかありませんので、そちらの情報を報告いたしたいと思っております。ただ、住宅土地統計調査というのは5年ごとに国が行う調査であくまでも抽出調査であり、推計値であることを御理解いただければと思っておりますが……。

空き家総数は2,230戸ございます。そして腐朽破損あり——いわゆる老朽化している空き家、こちらは650戸あります。率にしますと29パーセントが腐朽破損している住宅ということで、残りの1,580戸はまだまだ利活用できるような空き家という調査結果が出ております。

それと、特定空家等の数についてのことでございますが、こちらにつきましては、今からそういった空き家の実態調査を今年度実施して、その結果を踏まえ協議会にかけて特定空家に該当するかどうか、こちらの判断をしていただくようになります。そこで明確な数が出てくるということで今の時点は特定空家等の数は申し上げることはできない状況にあります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。今後、近日中に特定空家の認定が市民の皆さんにもはっきり知らせていただきたいと、このようにも思っております。

それです、特に特定空家、これについてはまだ認定が定かじゃありませんけれども、ざっと二、三十戸は私はあるんじゃないかこのように思っております。

それを崩壊する危険な空き家に対して助言・指導・勧告そして命令と段階を踏んだ上で持ち主がそれに対して応じない場合は、その特定空家を行政代執行で強制撤去しなければ、この大きな被害を住民に及ぼすような状況が生じた場合には、これに関しては特定空家に対して行政代執行を行っていくお考えがあるかどうか、この辺についてお伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岡山委員の再質問にお答えいたします。

特定空家に認定されますと先ほど申されました、助言・指導・勧告・命令・代執行というような措置がとれるようなことになります。

ただし、行政代執行を行うには空き家の解体費用、こちらは行政のほうの一部肩代わりをするようなことになります。そういった特定空家の方は、経済的困窮者である可能性が高く、そして所有者が死亡や相続の関係などでいないという関係により解体費用の回収が進まない状況になろうかと思われまますので、その辺はよく協議会の中でどうするかを協議した上、どういう措置をするかを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 特定空家に関しましては、特措法をもって行政が代執行していった鳥取市、またこの近隣都市では宇部市が、行政代執行で2件ほどあります。

それで、宇部市では行政代執行して空き家を税金で170万円かけて負担してきておって、これについては未だ回収ができていない、こういった実態というものがあります。今課長のほうから、中村課長のほうから言われましたように、そういった相手の方がいないとか、また払う能力がないとか、そういう形がそのようにさせてきているかと思えます。

今後、これに対して助成制度もありますし、それなら助成制度で使って個人のお金を出していく……ってそれと行政代執行でお金がかからんで解体してって、そこ

に非常にやっばし不公平感というのが生じてくると思うんですね。だから、こういったところのものに関しては、私は行政代執行については宇部市とかありますけれども、この税金を投じて回収されてないということもありますので、ここのところは今後しっかりと慎重に推し測っていくことが大切でないかと思っております。

今後廃屋解体等につきましては、この撤去費用は助成する制度が実際あります。本会議でちょっと言いましたけれども、もう一度この辺については、私は市の広報において助成制度があるということをやよりわかりやすく、漫画でも結構ですので、そういったところを結構読みますので、そういう形でわかりやすく助成制度というものを知らしめていくことが私は大事ではないかと思っております。

今後なんて言いますか、非課税世帯のところのものが、この廃屋やっばりちゅうても何とかせんにゃいけんと思ってる方も結構たくさんおられると思いますので、なかなか先立つ物がないということでなかなか踏み切れないところもあります。

だから、そういった面にはよう行政のほうで説明して行ってですね、助成制度がありますよということも併せて、特定空家なところにはよう説明して……そしていくと。

そして住民税とか非課税の方には、いくら助成制度があるか、また所得が200万円以下やったら、なんぼの助成制度が……本会議でちょっと説明されましたけど、もう一度、そのところについてちょっと簡潔にわかりやすく説明していただきたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

美祢市危険家屋除却推進事業交付金・補助金交付要綱について、再度御説明いたしたいと思います。

市内の常時無人な状態にあり、適正に管理されていないことにより、倒壊または建築材等の飛散による——飛散のおそれのある危険な家屋の除却事業に関わるものに交付するものでございます。

補助対象者につきましては、いくつか条件はございますが、申請のあった前年の世帯総所得額が250万円以下である者に限定して、補助金を交付することにしております。補助金の額につきましては、補助対象経費の2分の1、ただし申請のあった年度の世帯員全員の市民税が非課税である者は70万円を限度に、また申請のあった前

年の世帯総所得額が250万円以下である者は50万円を限度としております。

なお、ここでちょっと先ほど私、危険家屋等の御説明をしました、その際にこの除却事業——先ほどは空き家でなくてもということ申しましたけれども、ちょっと今要綱を、ちょっと見たところ——「空家等のうち」ということで、実は空き家前提ではありますことを申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 3回目ということで、今後、今説明がありました世帯の総所得が、250万円以下であれば助成が50万円以下——2分の1の補助で50万円、非課税世帯では限度が70万円ということが、今説明ありました。

今後こういう特定空家がふえてくる可能性がありますので、今後、特定空家に至った認定されたところには様々な工夫をしながら、こういった助成制度があるということで、勧告・命令までいかないように、しっかりと対処して行って、少しでも危険家屋が撤去できるように今後とも尽力していただきたいことを要望して終わります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他ございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、行政代執行、協議会の話がありましたので、私からもちょっとお願いなんです、家屋があるなしで土地に対する固定資産税が税率が変わろうと思います。故意に家屋を置かれておるという実態もあろうかと思っております。何を願いますかといいますと、その協議会の場において、そういった故意により、固定資産税を安価にするために、故意により置かれておるものもあろうかと思っておりますので、しっかりと御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第53号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきまして審査を終了いたしました。

その他委員の皆様から何かございましたら、御発言をお願いいたします。下井委員。

○委員（下井克己君） 済みません。今月の5日の新聞だったと思うんですけど、下関市綾羅木川の化石の記事が載っておりました。その記事の中に、美祢市がかかわり合いがあるということが書いてあったと思うんですが、そのかかわり合いはどのようなかかわりなのか、ちょっと御説明願えればと思います。お願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、井上文化財保護課長。

○文化財保護課長（井上辰巳君） 失礼します。ただいま、下井委員からお話のありました、恐竜化石の件について御説明をさせていただきます。

御手元に資料のほうは、いっておりますでしょうか。

それでは本年6月5日、下関市商工業振興センターで行われた恐竜の卵化石の記者発表等について、経緯を御説明させていただきます。

この化石自体は、昭和40年に下関市綾羅木川上流域で採取されたものでありまして、関門層群下関亜層郡という白亜紀前期、今から約1億2,000万年から1億1,000万年前、資料によりましては1億2,000万年前から1億年前と書かれた資料もあるようでございます。

この昭和40年に採取された化石が、これまで国内で知られていない種類の恐竜の卵の化石であることが明らかになったということでございまして、その共同調査を行った施設が、福井県立大学恐竜学研究所、福井県立恐竜博物館、そして美祢市化石館でございます。

この美祢市化石館がかかわった経緯はといいますと、資料2の5)のところになりますが、昭和40年に採取されたこの採取者である清水さんという方ですが、その後自宅に長らく保管をされておりました。それが、平成28年3月に、甥であります美祢市文化財保護課山根主任に鑑定を依頼されたという経緯でございます。

発見された当時は、まだ恐竜の化石あるいは研究等進んでおらず、なかなか表に出せない状況だったというようにお聞きしております。

親族の行事で久しぶりに再会された折にですね、山根主任が現在、文化財保護課に

勤務、化石の簡易鑑定等を行っておるといふうな話をしたことにより、美祢市化石館に鑑定を依頼されたという経緯でございます。

28年3月に依頼を受けまして、化石館のほうで、化石あるいは岩石、鉱物と様々な可能性を検討しましたが確定には至らず、昨年10月、高橋化石館館長、それから篠田文化財保護課主任が、研究面で交流のありました福井恐竜博物館の湯川研究員に連絡をし、恐竜博物館で鑑定の結果、恐竜の卵化石である可能性が浮上したということでございます。

そのため昨年12月、清水氏の案内で、福井県立恐竜博物館、それから福井県立大学恐竜学研究所、美祢市化石館、この3施設が共同で現地に調査に入ったところでございます。現地はすでに河川改修等の工事が行われた関係で、新たな化石を発掘するという調査ではございませんが、地質、あるいは年代特定のための現地調査を行なったというふうに聞いております。この時、美祢市からは、高橋館長、篠田主任、それから山根主任の3名が同行しておるところでございます。

この現地調査が終了したのち、今年の1月から4月にかけて、福井県立恐竜博物館それから福井県立大学恐竜学研究所で詳しく調べましたところ、恐竜の卵であるということが確認され、先日の報道発表に至ったということでございます。

この化石の意義につきましては、国内でこれまで確認されていなかった種類の恐竜化石であると言えるということ、それから国内で最も早く発見されていた恐竜化石となるということでもあります。昭和40年に採取されたということですが、従来は昭和53年が一番早く発見されたと言われておりましたので、それよりも13年前に採取されているという状況でございます。

このような貴重な化石の共同調査に加われましたこと、大変光栄であるというふうに思っております。それと同時に、まだまだわからないことがたくさんあり、福井県のほうで研究が進められております。今後の研究により詳細が明らかになることを期待しておるところでございます。

また、福井県のほうと連絡を密にしながら新しい情報があれば随時お知らせできるように努めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明終わりました。何か御質問ございましたら……。その他、お願いいたします。はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 山焼き対策協議会につきましては、6月14日の猶野議員の一般質問に対しまして市長から説明があったところでございます。

昨日開催されました山焼き対策協議会におきまして、山焼き作業安全マニュアルが承認されましたので、所管委員会であります当委員会の皆様に、時間を頂戴して報告させていただきたいと思っております。詳細につきましては、志賀部長から報告をいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） それでは、机上に配布しております秋吉台山焼き作業安全マニュアルについて御報告させていただきます。

まず、これまでの経緯について御報告いたします。

事故の翌日、2月20日に副市長を会長とし、各部長等19名で構成する秋吉台山焼き実施における事故対策庁内会議を立ち上げ、同月23日に第2回目の会議を開催し、経過報告や今後の安全対策を検討する方向性や問題点など聞き取り調査を行うこと等の協議を実施しております。

続きまして、2月27日には平成28年度第2回秋吉台山焼き対策協議会を開催し、夏ごろまでに、安全対策に特化した作業マニュアルを再構築することを決定しております。

事故につながりました主な要因は、危険な作業であることの認識不足、周知不足、役割分担の曖昧さ、単独行動にさせてしまったことの体制、防火帯——火道ですが、の中に入っただけの火入れ作業等が考えられます。

これらの原因に対処する秋吉台山焼き作業安全マニュアルについて、防災の専門的な知見のある山口大学大学院の先生の御意見を参考に、案を作成したところです。このマニュアル案を、5月20日開催の第3回秋吉台山焼き実施における事故対策庁内会議、及び6月1日開催の平成29年度第1回秋吉台山焼き対策協議会におきまして御協議をいただき、様々な御意見をいただきましたので、修正し、6月15日、昨日開催の平成29年度第2回秋吉台山焼き対策協議会におきまして、秋吉台山焼き作業安全マニュアル案の御承認をいただいたところです。

それでは、簡単にマニュアルの内容を御説明申し上げます。

一枚めくっていただきまして1ページ。1ページには山焼きの目的と概要、山焼きのスケジュール。スケジュールにおきましては、このマニュアルを決定をすることを、

それぞれの協議会、また当日等、このマニュアルの徹底することを記入をしております。

3につきましては、実施基準について。1ページめくっていただきまして、2ページ、4防火帯（火道）、通常火道切り、という作業ですが、火道切りの作業についての安全対策を2ページに記入をしております。

続きまして3ページ。ここにつきましては、実際の火入れ時における安全管理について、記入をしております。特に5番の1つ目のポツのところですが、「火入れは、危険と隣り合わせの作業であるということを常に意識する。」ことなどを書き込んでおります。

(1)におきましては、服装と防備品。次ページに移っていただきまして4ページ。(2)につきましては、使用する器具等の統一を図ることとしています。

で、5ページ。6火入れ時の役割分担についてということで、役割分担を明確化しております。(1)地元住民につきましては、火入れ及び初期消火、(2)消防団につきましては、延焼防止及び消火、(3)市職員におきましては、安全確保のための監視をすることの役割分担を明確化しております。(1)の地元住民のところの下線のところですが、「火入れ作業は特に危険な作業であることから、単独で行動せず、必ず経験豊かな人を含む複数名で構成された班ごとで行うこと。秋吉台山焼きの範囲は広く、地域ごと地形等異なることや、風向きや周辺の延焼速度等考慮する必要があるため、経験豊かな人の指示により、火入れの場所と順序を決めること。」、最後にたとえ燃え残った所があっても構わないので絶対に火道、防火帯から中に入って火入れ作業を行わないこと等を記載をしております。

6ページにつきましては、山焼きの体制の組織図、7ページにつきましては観光客への対応、また緊急時の対応等の記入をしております。

本年度の山焼きにつきましては、今、御説明申し上げました、このマニュアルの周知徹底を図り、遵守していただき、安全に実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問がございましたら、お願いします。はい、岡山議員。

○委員（岡山 隆君） 今回、このマニュアルの中にですね、「ヒヤリ・ハット報告書」

ということについております。これはもう様々な面で山焼きするにあたって、どんな小さい事でもこういったヒヤッとしたことをですね、報告がないちゅうことがおかしいと思っておりますし、必ず私は出てくるものと思っておりますし、こういった報告書を付けるということは有益ではないかと思っております。

それと後ですね、もう一点は今まで山焼きにおける被災された事例とですね、そして、その問題点、そういったものがあれば山火事等における被災、山焼き等に関してより一層そこが認識できるのではないかと思っておりますので、そういったところもですね、過去における山焼き事例における問題点等をですね、何項目か入れておけば、ちょっと見ることによって気を付けていくことも、ちょっと認識が深まってくるのではないかと思っておりますので、その辺もできれば配慮していただきたいことをお願い申し上げます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、何かございましたら。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 特に質問ではございませんが、私も十四、五回くらい行ったかもしかかもしれません、山焼き。今ですね、火道から入っちゃいけないのは確かにありますが、ドリーネのところの下のところはなかなか火がまわらんケースが多いと思います。そういうのを経験したんですが、よっぽど火道より中へ入っちゃいけないことだけは徹底しちょかんといけんような気がします、その辺のほうは経験者もだいぶおってようですけど、どのようにお考えですかね。

○委員長（秋枝秀稔君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） マニュアルのほうの5ページをごらんいただけたらと思いますが、（1）地元住民の役割のところの下線が引いてある最後のほうになりますが、たとえ燃え残った箇所があっても、構わないので絶対火道、放火帯から中へは入らないこと、というのを徹底するようにしております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、ほかにございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） 1ページの、当日スケジュールの随時という所に各地区地元住民、消防団員等はいいいんですけれども、集合状況の確認ってありますよね、この確認ってどなたがされるんですか、地元住民の確認です。

○委員長（秋枝秀稔君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 確認につきましては、マニュアルの8ページをごらん

いただけたらと思いますが、この参加者名簿によって市の職員が確認をします。もちろん区長さんの協力を得ながら確認をするということになります。

○委員長（秋枝秀稔君） 下井委員。

○委員（下井克己君） という事は、各集落ごとに市の職員がつくということですね。

それともう一つ、済みません、私今まで野火のほうしか参加してないんですけど、野火のほうには「ヒヤリ・ハット」とかいうのもありましたので、参考にさせていただければと思います。

それと、この名簿なんですけど、当日急に用事ができたとか、病気になったとかで集落の方の中には代わりに出られる方、われわれの時もそうだったんですけど、代わりにだれか出られる場合があったんですよ。その場合に名前が無いですよ、そういう場合には欠席というふうなことを伝えておいてもらわないと、またどなたか代わりが出られる可能性が出てくると思うんですよ。そこをどういうふうにご検討をお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 8ページの名簿につきましては、この山焼き延期等が大変多いということで、当日にしなければわからないというところもありますので、区長さんの協力を得ながら事前にある程度は把握しておきながら、当日最終の確認を市の職員がすることとしております。

○委員（下井克己君） 確認されたときに、もし名前が無い方がおられたらどうされるか、ということです。

○委員長（秋枝秀稔君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 当日の朝、先ほど各集落エリアに市の職員が監視、安全管理をするということでその場所におります。その時に、この名簿の確認をして、欠席の方は欠席、新たにこの名簿にない方が参加されている場合につきましては、この名簿にその場で記入をしていただきます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、ございましたら。はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 意見ではないんですけど、山焼きの1,138ヘクタールということで膨大に広いわけでありまして。

それで7ページのところでありますが、事故が発生した場合の対応ということで、場所が特定しにくいんじゃないかということもあります。ですから猟、我々が猟が使

うマス目ですね、マス目を作って、そこで猟の場合はEの何千何百何番と全部作れるわけですよ、そうしてやった場合にですね、ここで事故が発生した、というふうに言えばですね、例えば応急処置ができれば、行こう。

例えば隣の区画に応急処置ができる人がおられればすぐそこに行けるというようなことになりますから、事故が起きた場所がすぐにはっきりわかると、どの辺だということもわかるし、そういうふうなこともやられたらいかがかないというふうに、私は思ったんですが。その辺はいかがですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ありがとうございます。事故の場所の……あつてはならないことですが、場所の特定というのは非常に大事になってくるかと思しますので、今の御意見を参考にして、今後進めてまいりたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、杉山委員。

○委員（杉山武志君） 三点お尋ねいたします。このたびですね、安全に秋吉台の山焼きができるようにという思いで、たくさんの項目をつくってらっしゃいます。

その中にまず、2ページ目なんですけど、刈払機による作業とあります。市がですね、行政がマニュアルを作って、刈払機のところまでうたうんでしたら、刈払機の有資格者による作業になるものかどうか、この美祢市内ですね、刈払機の資格を持ってこれだけの作業をする人員を集めるとなると、大変な作業になろうと思うんですけど、安全面ということになればですね、そこも注意すべきじゃないかなと。

それと3ページ目にあります、5番の火入れ時ですね、単独行動にさせないとあります。3項目にですね、火を入れる者、消して歩く者、単独になりやすいんですね。そこをただ言葉で単独にさせないとありますけど、どのように作業させるおつもりなのかという点。

それと、同じく5項の最後にありますけど、ガスバーナーの火は消して移動する。私、小学校の時から山焼きに行っております。もう四十数年、五十年近く秋吉台に山焼きに上がっておるんですが、昔はですねトーチで着火しておりました。ガスバーナーというものがございませんでしたから。近年ですね、ガスバーナーというものができて携行のものができてそれを持ち歩く、引火性の高いものですね、それが今回原因で一人の尊い命が亡くなつたわけですよ。で、なおかつガスバーナーを認めていると、いうところにちょっと私驚いたんですけど、その辺のお考えを少し伺いできれ

ばと。

ちょっと三点お願いできたらと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、2ページの刈払機による作業のところですが、確かにヘルメット等を着用して安全に作業をしていただくことは非常に重要だとは思っておりますが、この山焼きの火道切りの作業におきましては、ほとんどの箇所を集落、受け持ちのエリアの方々をお願いをしておるとい状況もありまして、全てが全て、有資格者で作業をするというのは困難なことだと考えております。そのうえで安全に作業をしていただくということで、これらの注意事項を守っていただいて、作業をしていただくということにしております。

次に、3ページの5の三つ目のところですが、単独行動にさせないというところにつきましてはちょっと説明不足だったとは思いますが、8ページの参加者名簿により、当日の朝、参加された方に対して市の職員が班編成を行います。そこでグループをつくっていただいて、そのグループごとで行動をしていただくということにしております。

続きまして、ガスバーナーの件ですが。さまざまな——点火と言いますか、着火をする器具があります。灯油、トーチとか灯油のバーナーとかさまざまな器具がありますが、燃料の管理をするうえでガスバーナー、通常のカセットのガスボンベ、これが一番燃料の管理がしやすいということで、個人には予備の燃料等は持ち歩かないようにしていただき、市の職員が燃料についても保管をする。ですから、ガスバーナーにつきましては、着火器具につける一つだけをもって行動をしていただく。もし燃料が無くなったときには、多少時間はかかるとは思いますが、燃料を市の職員のほうからまた受け取っていただいて作業をしていただくということで、燃料の管理がしやすいということで、カセットのガスバーナーを使用することとしております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 無いようでしたら、これにて本委員会を終了いたします。

御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前10時38分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月16日

教育経済委員長

秋 坂 秀 稔